

1. 部活動の目的と位置づけ

- 部活動の目的は、(1) 自分の能力や個性を伸ばす。
(2) 豊かな人間関係を作り上げる。
(3) 心身を健全に鍛える。

こととし、その位置づけは、滝野川紅葉中学校の「教育活動の一環」とする。

2. 部の開設

- (1) 部は、1人以上の教職員が顧問としてつかなければならない。異動等で顧問がつかない場合は、新たに顧問が決まるまで休部とする。
- (2) 部の開設については、年度毎に職員会議で検討する。
- (3) 部員数が極端に少ない場合は、部を開設しないこともある。
- (4) 部の活動に際しては、顧問の先生の指導に基づいて行う。
- (5) 各部は生徒会に所属し、部長会を設ける。

3. 入部

- (1) 入部を希望する者は、年度始めに募集要項に基づき所定の手続きを行う。
- (2) 入部は、毎年4月に更新する。1年生は、4月に行われる部活動紹介・仮入部を参考にする。
- (3) 前年度所属の部活動から変更がある場合は、必ず退部届等の必要な手続きを済ませてから、入部の手続きを行う。
- (4) 兼部は、2つの部の活動に支障がなく、両方の顧問が承諾してくれる場合において認められる。

4. 退部

- (1) 原則として1年間は退部できない。やむを得ない事情がある場合は、保護者・担任・顧問と相談し、承諾を得た上で退部届を提出する。

5. 部活動予算

- (1) 各部とも予算内で、できる活動を行う。
- (2) 部費は、各部の状況で徴収することができる。ただし、年度ごとに決算をし、必ず保護者の了解を得る。
- (3) ユニフォーム・個人持ちの道具等については、生徒各自で負担する。
- (4) 大会参加費は、各部で集める。ただし、保護者の了解を必ず得る。

6. 活動日・活動場所と活動届

- (1) 各部顧問で決めた日に活動する。
- (2) それぞれに決められた場所において活動する。
- (3) 定期考査一週間前から、定期考査最終日の前日までは活動中止とする。
- (4) 顧問が中止とした日は活動しない。
- (5) 活動の時間・場所については、職員室前の部活動用のホワイトボードに記入し、これをもって活動届とする。

7. 活動時間

- (1) 活動開始時刻は、一般生徒下校時刻とする。短縮授業、職員会議等の日の開始時刻はその都度定める。
- (2) 最終下校時刻は、1年を通じて**18:15**とする。

8. 特別練習

- (1) 朝練習は、7:15~8:10の活動とする。
- (2) 考査終了後1週間以内に大会・発表会がある場合には、定期考査一週間前でも放課後1時間程度の活動ができることとする。ただし、必ず保護者の承諾を得る。

9. 再登校

- (1) 授業終了後、職員会議等で顧問が活動を管理できない場合には、生徒は一度下校し、再登校をして活動する。活動時刻は、**原則16:00開始**とする。
- (2) 再登校の際、用具準備等で早く来る場合でも、**15分前よりも早く登校しない。**

10. 活動時の服装

- (1) 活動時の服装は体育着・標準服を基本とする。ただし、ユニフォームなど顧問が定める部独自の練習着等での活動は認められる。
- (2) 部で統一して購入・着用するものは、顧問が職員会議に申し出て承認されたものを認めることとする。
- (3) 私物の着用に関しては、部の定めるところにより、顧問の許可を得たものを着用できることとする。
- (4) 物品の購入に関しては、いかなる場合も希望購入とし、必ず保護者の同意を得る。
- (5) 朝練習の登校時と、活動後の下校時には、部活動の服装での登下校を認める。(通常の登下校の際には、部活動の服装は認められない。)

11. 更衣

- (1) 更衣は、女子は更衣室、男子は活動場所または、2・3年生は少人数教室、1年生はプール更衣室で行う。荷物等も部ごとにまとめて置く。
- (2) 更衣室には荷物を置いて行かない。また、トイレや玄関等では着替えしない。
- (3) 活動終了後、教室には戻らない。

12. 水分補給と昼食等について

- (1) 活動時には、必要に応じて水分補給のための飲み物を持参してもよい。(中身は、水・お茶・スポーツドリンクに限る。)
- (2) この場合、飲み物は水筒に入れること。ビン・缶・紙パック・ペットボトルをそのまま持ち込むことは認められない。
- (3) 飲み物を部活動への登下校中に買うことは認めない。また、昼食購入などのために校外に出ることも認めない。
- (4) 活動中に食事をとる場合は、顧問の先生の指示に従う。
- (5) ゴミは各自で自宅に持ち帰る。

13. その他

- (1) 活動中の傷病、事故に際しては、養護教諭に連絡して「スポーツ振興センター」制度の適用を申請する。
- (2) 活動の優先順位を、生徒会・委員会 → 学年・学級 → 部活動 とする。
- (3) 部活動は、顧問の先生の奉仕的活動に支えられている面がある。お互いの立場を尊重し、感謝の気持ちをもって活動する。
- (4) 一般生徒の対外試合の応援は認められていない。また、3年生で引退した部員であっても応援に行く場合は必ず顧問の先生の指導を受ける。
- (5) 部活動中においても、学校生活のきまりを守り、中学生として正しく認められる行動をとる。特に、自転車登校、買い食い、寄り道、服装違反をしない。
- (6) 本規約に違反した場合は、部全体や個人に対して活動停止や清掃活動などを求められる場合がある。その場合、職員会議において検討・決定し、当該顧問より伝えられる。